

道内地方空港国際線受入体制整備事業補助金 Q & A 【2次募集】

NO.	Q	A
1	既に実施済みの事業について補助対象となるのか。	交付決定以前に契約等が行われているものは補助対象外となります。補助対象事業は、交付決定以後の申込・契約等により開始されるものに限ります。なお、交付決定前に契約予定先と調整等を進めることは差支えありません。
2	補助対象事業者は主にどんな事業者か。	給油事業者等が対象となります。
3	計画に必ず記載すべき内容はなにか。	以下の4項目を必ず記載するようにお願いいたします。 ①計画の目標 ②計画の目標を達成するために必要な事業 ③②の事業の効果の把握及び評価に関する事項 ④その他必要な事項 ※国補助金要綱第4条第2項に準じる
4	総事業費、または補助金の上限額はあるのか。	1路線1事業者につき500万円を補助上限額としております。
5	補助事業を中止する場合は、どのように行えばよいのか。	補助事業の中止等を行う場合は、速やかにご連絡いただき、中止の承認を受けていただくようお願いいたします。この場合、補助金の支払いはできませんので、ご注意ください。
6	補助に係る募集は今回1回限りか。	当該事業は道予算又は国予算が無くなり次第終了します。予算の状況次第で追加募集を行う可能性もありますが、可能な限り本募集で申請いただきますようお願いいたします。

NO.	Q	A
7	補助対象期間はいつまでか。	<p>補助事業に係る国際航空旅客便の運航が開始された日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までとしております。</p> <p><例></p> <p>就航日が12/1の場合→12/30まで</p> <p>就航日が2/15の場合→2/28まで</p>
8	人員の応援派遣について、具体的な補助対象経費は何か。	<p>派遣されることにより新たに生じる経費が対象となります。具体的には、派遣先までの移動交通費・宿泊費や派遣先におけるOJT経費等が想定され、人件費（滞在先から空港までの交通費等含む）や、派遣期間中における生活費等は補助対象外となります。</p>
9	応援派遣と業務委託の違いは何か。	<p>前提として、補助事業者と契約先事業者との契約形態によりますが、応援派遣は、同一事業者（親会社が同一となるグループ会社を含む）において、他の空港より時限的に職員を派遣させること、業務委託については、人材派遣会社等他の事業者へ時限的に業務を委託するものとして整理しております。</p>

NO.	Q	A
10	<p>交付申請等に必要な書類は何か。</p>	<p>必要書類は以下のとおりです。</p> <p><補助事業を実施するための計画>8/30ㄨ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（QA3の内容を記載願います。）【任意様式】 <p><交付申請>8/26ㄨ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書【総政第1号様式】 ・事業計画書【総政第2号様式】 ・補助金等交付申請額算出調書【総政第14号様式】 ・経費の配分調書【総政第18号様式】 ・事業予算書【総政第20号様式】 ・資金収支計画書【総政第32号様式】 ・見積書（複数社の見積書を添付すること） <p>※ 一社しか用意できない場合は、理由書を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要資料（企画書、仕様書など） ・新規就航及び復便等の計画書 <p><実績報告>事業完了から30日以内又は令和7年3月5日ㄨ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書【総政第28号様式】 ・事業実績書【総政第2号様式】 ・補助金等精算書【総政第29号様式】 ・事業精算書【総政第31号様式】 ・契約書又は注文書※委託のみ ・請求書又は領収書